

鶴川東地区新たな学校づくり基本計画の修正について

鶴川東地区及び鶴川西地区では、当初 2026 年度に鶴川第三小学校の通学区域を分割し、鶴川第二小学校と鶴川第四小学校にそれぞれ同じタイミングで統合する計画でした。しかし、鶴川第二小学校の敷地北側の斜面が土砂災害特別警戒区域となっており、新校舎建設時に指定を解除するために新たな擁壁工事が必要となることが 2024 年 1 月に判明しました。この擁壁改修工事を行うことで工事中の校庭面積が当初の計画より 1/3 程度に減少します。

このようなことから、児童の教育環境への影響を最小限にするため、鶴川東地区について、新校舎工事期間中の仮校舎として、旧鶴川第三小学校校舎を使用することとし、学校統合を 2029 年度、新校舎使用開始を 2033 年度に変更することとしました。

これを受けて、鶴川東地区の新たな学校づくりに関する取組を着実に推進するため、2023 年 3 月に策定した「町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり基本計画」（以下「基本計画」という。）について、一部内容の修正が必要となったため、保護者・地域住民・学校協力者・教職員の代表者で構成する「町田市新たな学校づくり基本計画推進協議会」（以下「協議会」という。）において、計画内容の修正にかかる協議・検討を行いました。

本書では、協議会での検討を踏まえて、基本計画の修正部分について以下の通りまとめます。

1. 計画期間

新校舎の使用開始までを計画期間とするため、2023 年度～2032 年度とします。

2. 児童数・学級数

2029 年度の鶴川第二小学校と鶴川中央小学校の一部の統合時の推計児童数は 459 人、2033 年度の新校舎使用開始時の推計児童数は 409 人です。

学校名	児童数（学級数）※通常の学級のみ		
	2026	2029	2033
鶴川第二小学校	434（16）	459（17）	409（13）
鶴川中央小学校	744（24）		
		550（19）	447（18）

※記載の児童数・学級数は通常の学級の児童数・学級数です。

※2026 年度は 5 月時点の児童数・学級数。

※2029 年度は 2025 年度に実施した推計における児童数・学級数。

※2033 年度は 2024 年度に実施した推計における児童数・学級数。

※2029 年度・2033 年度の推計は、統合後の学区域に準拠して算出しています。

3. 統合・新校舎建設のスケジュール

鶴川東地区では、2029 年度に鶴川第二小学校と鶴川中央小学校の一部が統合し、通学先が現在の鶴川中央小学校（旧鶴川第三小学校）になります。その後、2033 年に現在の鶴川第二小学校の校地にできる新校舎を使用開始します。

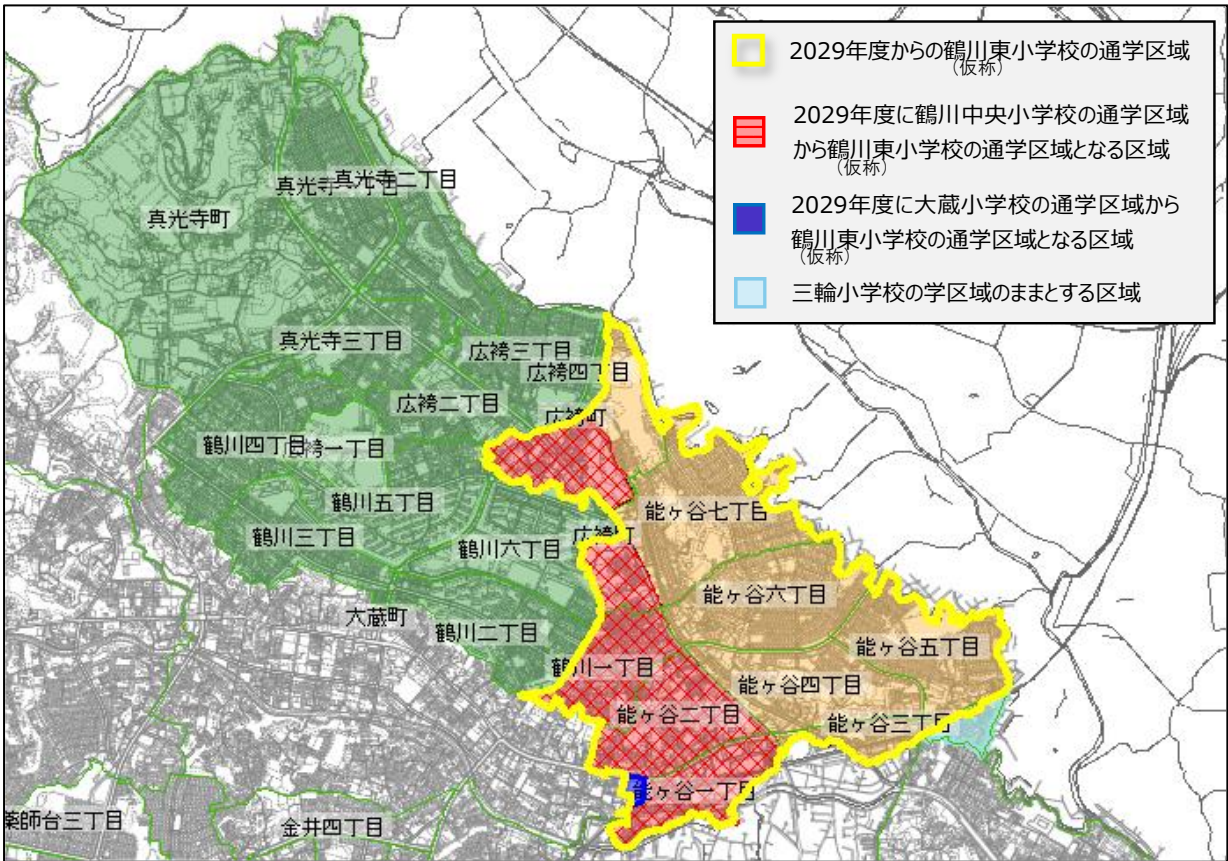
学校名/年度	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
鶴川第二小学校	既存校舎	新校舎建設				☆新校舎使用	
鶴川中央小学校 （一部）		※既存校舎					

※鶴川中央小の仮校舎を2029年度から使用する

4. 新たな通学区

鶴川東地区の新たな小学校の通学区は、2029 年度から「鶴川 1 丁目」全域、「能ヶ谷 1～2 丁目、4～7 丁目」全域、「能ヶ谷 3 丁目」の一部、「広袴町」全域を通学区とします。現三輪小学校の通学区となっている「能ヶ谷 3 丁目」の一部については、当初、鶴川東地区の通学区となる計画でしたが、本地域から（仮称）鶴川東小学校へ通学するには、狭隘かつ車通りの多い踏切を横断する必要があり、通学路の安全上課題があることから三輪小学校の通学区のままとします。

＜鶴川東地区・鶴川西地区の新たな小学校の通学区及びその周辺における通学区変更箇所＞



通学区域が変更となる町区域（学校別）		変更年度	通学区域変更時点の通学先
小学校名	町区域		
1 鶴川第二小学校	能ヶ谷 3～7 丁目 広袴町	2029	旧鶴川第三小学校※ （仮称 鶴川東小学校仮校舎）
2 鶴川中央小学校	鶴川 1 丁目 能ヶ谷 1～2・7 丁目 広袴町 鶴川 2～6 丁目 広袴 1～4 丁目 真光寺町 真光寺 1～3 丁目		
3 大蔵小学校	能ヶ谷 1 丁目		旧鶴川第四小学校 （鶴川中央小学校新校舎）
			旧鶴川第三小学校※（仮称 鶴川東小学校仮校舎）

※2033年度に、現在の鶴川第二小学校に建設する新校舎に通学先が変更します。

5. 取組内容

（1）通学関連（通学負担の軽減） 【3 章 2（2）関連】

市教育委員会では、通学の負担軽減策の検討・実施にあたり、2026 年 3 月に策定した「学校統合に伴う通学等に関する基本方針」の中で、鶴川東地区においては、徒歩での通学距離が 2km を超え、路線バスを利用して旧鶴川第三小学校に位置する仮校舎に行くことが困難な地域があることから、スクールタクシー等の運行による負担軽減策の必要性が示されました。

このことから、鶴川東地区の通学等負担軽減策の具体的な運用方法等について、今後協議会で検討を行っていくため、取組内容ウを次のとおり修正します。

基本計画 p16 3 章 2（2）通学負担の軽減 取組内容

- ウ 通学が長距離となる児童がスクールタクシー等を利用して通学できるようにする
- ・ スクールタクシー等の運行方法を検討、実施する
 - ・ 学校で必要となる対応の検討、実施

（2）学校給食 【4 章 2 関連】

2029 年度から旧鶴川第三小学校を仮校舎として使用することから、次のとおり、取組内容を修正します。

基本計画 p28 4 章 2 学校給食 取組内容

2029 年度の学校統合後、新校舎使用開始までは、旧鶴川第三小学校で児童に給食を提供します。そのために必要な備品類の移設などを行います。

2033 年度の新校舎使用開始後は、新校舎の給食室において自校調理による給食提供を行います。

6. 取組スケジュール

統合時期及び新校舎使用開始時期が変更となったことから、取組スケジュールを変更します。

資料 4-2-2「取組スケジュール修正案」参照